

意見募集の結果公表

市民等の意見の概要	件数	意見に対する釧路市の考え方
・10 キロワット未満のものは除外ということだが、10 キロワット未満の太陽光発電施設を複数建てて、規制を逃れる可能性があるのではないか。	1	【既記載】 10 キロワット未満の太陽光発電施設であっても、同一又は共同の関係にあると認められる事業者が、近接した場所に設置する太陽光発電施設の合算した出力が 10 キロワット以上となるものは、本条例の適用対象となります。
・現行案では景観や周辺環境への配慮義務はあるが、傾斜地での造成規制や緑化義務、パネルの反射光対策といった具体的基準が明文化されていない。急傾斜地の大規模開発による土砂流出、美観阻害や光害の懸念が放置される可能性がある。	1	【その他】 急傾斜地の崩壊による災害の危険性がある地域は、急傾斜地法において急傾斜地崩壊危険区域として開発が制限されており、本条例案における禁止区域に該当します。 また、反射光による影響への配慮についても許可に係る審査基準の一つとする予定です。
・現行案の禁止区域は、「他法令で設置が規制される区域」に限られ、津波災害警戒区域や土砂災害警戒区域など法令上設置可能だが危険性の高い地域が除外されている。津波・洪水被害時にパネル流出等が起これば二次被害のおそれがある。	1	【その他】 法令上太陽光発電施設の設置が認められる区域について、条例により「禁止」の規制を設けることは困難と考えます。
・釧路湿原国立公園に何故メガソーラーが設置されているのか。国立公園へのメガソーラーの建設を制限する必要がある。	1	【その他】 現状、釧路市内において釧路湿原国立公園内に太陽光発電施設（メガソーラー）は設置されておりません。また、国立公園内については自然公園法の規定により、太陽光発電施設の設置が制限されております。

・本条例には、民間の私有財産への過度な干渉ともいえる側面があるように見受けられる。 その上で特定保全種や特別保全区域の選定理由において合理的な説明が不足しているように事業者側から感じられるが今後選定理由について詳細な説明はあるのか教えてほしい。	1	【その他】 特定保全種及び特別保全区域に関する市の考え方については、本件意見募集における「2 『特定保全種』及び『特別保全区域』の指定に係る市の考え方」においてお示ししたとおりであり、特定保全種の指定理由につきましても「3 特定保全種」にお示ししているとおりです。
・特定保全種に釧路市指定の天然記念物のヤチボウズや国指定のオオワシやクマガラ、エゾシマフクロウも含めてほしい。	1	【その他】 特定保全種の指定に関する市の考え方については、本件意見募集における「2 『特定保全種』及び『特別保全区域』の指定に係る市の考え方」においてお示ししたとおりであり、特定保全種の指定理由につきましても「3 特定保全種」にお示ししているとおりです。
・特定保全種である5種全てが生息地している地域とするのであればキタサンショウウオの生息地のみが特別保全区域となる可能性が高いと考えられる。 今後の地球温暖化の進行や突発的な災害でチュウヒとオオジシギの渡りがなくなった場合、特別保全区域は指定範囲を縮小、または指定解除となるのか。 ・太陽光発電施設が設置されると景観が悪化し、貴重な動植物の生息・生育が脅かされ、湿原に近い湿地が乾燥化するおそれがあるので、特別保全区域は広く指定するべき。 ・音別町馬主来沼周辺の湿地も、条例の「特別保全区域」に加えるべき。 ・特別保全区域に阿寒と音別も加えてほしい。 ・特別保全区域は旧釧路市内の市街化調整区域内に限定されているが、阿寒町、音別町に特別保全区域はなく、今後規制の緩い阿寒町、音別町において太陽光乱開発が起きる可能性が高いことから、当地においても特別保全区域を設定するべき。特に音別町においては、環境省重要湿地であるパシクル沼とキナシベツ湿原を特別保全区域に指定するべき。	7	【その他】 特別保全区域の指定に関する市の考え方については、本件意見募集における「2 『特定保全種』及び『特別保全区域』の指定に係る市の考え方」においてお示ししたとおりです。 特別保全区域の範囲のあり方につきましては、今後の状況変化等に応じ、適宜検討してまいります。

・パシクル・音別・阿寒も守るべき。	1	【その他】 本条例案は、太陽光発電施設の設置に関し、市内全域を対象とした許可制を導入するものであり、事業者が市内で太陽光発電施設を設置しようとする場合には、市内のどの地域であるかにかかわらず、事業計画等を提出して市長の許可を受ける必要があります。
・特定保全種5種のうち、繁殖、子育ての時だけ過ごす渡り鳥と、タンチョウのように冬になると給餌場へ移動する鳥類の生息調査について、信ぴょう性の担保は得られるのか。 春夏秋冬を通して生息地となっているか、繁殖に失敗した場合でも翌年また繁殖活動しているか短期調査ではわからないことが多いので、長年保護観察している複数の団体や関係者の意見を聞く必要がある。 また、野生動物が生息して繁殖地となっているかの調査は、業者任せではなく公平公正な立場の機関や人の立ち合いが必要である。	1	【既記載】 特定保全種の生息調査については、市において専門家から意見を聴取した上で、その手法や調査期間などの具体の要件を事業者に通知することとしており、事業者には当該要件を満たした調査を実施していただくこととなります。
・昨今の報道や一部の学識者からの反対運動において、論拠に乏しいと思われるものが多くみられるように感じる。例えば具体的に〇〇という動物種がいたとして何kmの離隔や季節の配慮などについて、明確に指示もしくは明示してほしい。	1	【その他】 特定保全種に関する具体の配慮方法については、生息調査の結果等に基づき、専門家らで構成する合議体からの意見を踏まえた上で、案件ごとに事前協議の中でお示してまいります。
・今回の条例については、環境アセス対象の事業であれば条例で定める内容の配慮事項の内容が範疇に含まれているように認識しており、通常環境アセスを実施した場合には格別の違反行為や環境配慮不足など無ければ、市は太陽光事業を特別保全区域でも認めるのかを教えてほしい。	1	【その他】 事業区域に特別保全区域を含む事業については、特定保全種に関する調査やその結果に基づく保全計画の作成が行われた上で、その内容が特定保全種の保全に重大な支障が生じないよう配慮したものであると認められる場合、設置を許可する考えでありますことから、環境アセスメントの中で同等の環境配慮がなされていれば、特別保全区域内の事業も許可する考えです。

・希少野生動物の調査は、１年以上かけて行うなど、厳しい対応とすべき。	1	【既記載】 特定保全種の生息調査については、市において専門家から意見を聴取した上で、その手法や調査期間などの具体の要件を事業者に通知することとしており、事業者には当該要件を満たした調査を実施していただくこととなります。
・特定保全種の生息調査を事前協議で求める仕組みだが、調査の質や方法が担保されない懸念がある。調査者の資格要件や、市の立会い、再調査請求権が現行案では具体的でない。事業者が独自に簡易な調査をして、不都合な結果を見逃すおそれがある。	1	【既記載】 特定保全種の生息調査については、市において専門家から意見を聴取した上で、その手法や調査期間などの具体の要件を事業者に通知することとしており、事業者には当該要件を満たした調査を実施していただくこととなります。
・住民説明会の対象を全釧路市民とすべき。	1	【その他】 本条例案においては、近隣住民等に対する説明会の開催が許可要件の一つとなるものであり、許可要件たる説明会の対象を「全市民」とすることは、事業者に対して過大な負担になるものと考えます。 なお、本条例案において説明会の対象とする近隣住民等の範囲は、類似する他自治体の条例に比べ、広範なものとなっています。
・住民説明会の透明性を確保するため、事業者が主催する説明には２名以上の市の職員を立会させ、さらにＳＮＳ等でのライブ配信を義務付けるべき。	1	【その他】 本条例案に基づき事業者が実施すべき説明会については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「ＦＩＴ法」といいます。）に基づく認定を受けた事業（以下「ＦＩＴ認定事業」といいます。）における取扱いと同様、その内容を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録し、当該記録媒体を発電事業が終了するまでの間適切に保管することを義務付ける予定です。

・条例案では許可申請前に近隣住民等への説明会実施義務を課しているが、通知方法や周知期間、議事録公開について詳細規定がない。事業者が形だけ開催して周辺住民が知らないまま進行するおそれがある。また不十分な説明会へのやり直し要求の仕組みがない。	1	【既記載】 近隣住民等への説明会の周知については、FIT認定事業における取扱いに準じ、開催を予定する14日前までに、投函又は戸別訪問により書面を配布する方法を原則とし、その旨を規則に規定する予定です。 また、説明会の開催日時等は、市ホームページでも公表することとしています。
・廃棄計画の提出を義務付けてほしい。	1	【既記載】 本条例においては、設置事業の許可申請にあたり、発電事業終了後の太陽光発電施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理並びにその費用の積立に関する計画を定めることを義務付けます。
・許可申請に対する審査結果を住民がレビューする制度を設け、審査を透明化すべき。	1	【既記載】 事前協議の届出、設置事業の許可申請、許可決定の際には、都度その内容を公表することとしております。
・太陽光発電施設の撤去後に湿原や山林などの原状復帰も条例の中に加える必要があると考える。	1	【その他】 民有地である土地について、その所有者等に対し原状復帰を求めることは困難と考えます。
・条例案でも暴力団関係者の参入は禁止される見込みだが、形式的な排除条項のみではフロント企業による参入のおそれがある。現行案に具体的審査事項の規定がなければ、反社会的勢力が実質的に事業を支配することを見抜けないうるリスクがある。	1	【その他】 ご意見として伺います。
・太陽光設備特有の火災リスク（パネル火災・山火事への波及）や感電事故への具体的対策基準が不足。緊急時に消防が迅速対応できる設備要件（非常停止スイッチ設置、進入路、消火用貯水など）が盛り込まれていない。強い日差しの反射による眩惑（グレア）も交通事故等の危険を高めうるが規定がない。	1	【その他】 火災や感電事故について、一律に対応の基準を設けることは困難と考えています。許可申請の際に提出が必要となる維持管理計画等において緊急時の対応の明記を求める予定です。 また、反射光による影響への配慮についても許可に係る審査基準の一つとする予定です。

・事業敷地内の土地の変形や埋め立て、くい打ち、重機車両の使用禁止などを盛り込んでほしい。	1	【その他】 本条例案は、太陽光発電施設の排除を目的とするものではなく、太陽光発電施設の設置が事実上不可能となるような工法等の制限を設ける考えはございません。 太陽光発電施設の設置に当たっては、その工法も含め、事業者に対し周辺の自然環境や生活環境に対する配慮を求め、条例で定める基準に照らし事業内容を審査した上で、許可・不許可の判断をしていくこととなります。
・設置事業者を求める事業計画において、植生の保全のための方策を定めることとしているのであれば、植生保全に詳しい専門家からも助言をもらえるように追記する必要がある。	1	【その他】 「植生の保全に関する方策」に関しては、事業実施に伴う樹木の伐採等が必要最小限であるか否かという点を具体的審査基準とする予定であり、市において適切に判断してまいります。
・設置事業開始（稼働開始前から）施設、設備の運用にかかる保守、点検及び補修を適時的に行うことが義務化されていると思うが、これらにかかる費用についても回収できるよう、保守、点検及び補修費用について市と質権設定契約を結ばせる仕組みとすべきである。	1	【その他】 保守点検については、事業者の責任において適切に行われるべきものであると考えます。
・説明会において虚偽の説明を行った事業者へは、今後一切許可は出さず、すでに設置しているパネルについても速やかに撤去、原状回復させる仕組みとすべき。	1	【その他】 近隣住民等に対する説明会を適切に行っていない場合は、市は太陽光発電施設の設置を許可しないこととしております。
・条例案では事業者将来の廃棄等費用の積立て義務を課すものの、その履行確保策が年次報告徴収のみで弱い。事業者倒産等で積立不履行の場合、撤去費用が不足しパネル放置の懸念。国による外部積立制度との関係も不明確である。	1	【その他】 事業者が破産した場合には、破産管財人等の責任において、発電施設の適切な処分等を実施していただく必要があると考えております。 また、FIT法に基づく外部積立ては、本条例案において事業者が実施すべき廃棄等費用の積立てとして取り扱います。

・廃棄等費用については、条例制定時から一括預入及び質権設定を導入すべき。 ・廃棄費用の積立式ではなく、建設する段階で設置パネルの廃棄等にかかる費用をあらかじめ算出、提示し、前払いする仕組みを検討してほしい。 ・廃棄等費用の確保 事業者は撤去、廃棄費用を市に供託（預託）を義務付けてほしい。	302	【参考】 本条例案においては、太陽光発電施設の廃棄等に要する費用の確保のための方策として、事業者に対し、計画的な費用の積立てを義務付けます。 一括預入及び質権設定の手法につきましては、現在、その導入に向けた検討を進めております。 また、太陽光発電施設の撤去・廃棄処分については、事業者が自らの責任で適切に実施すべきものであり、市はその費用を預かり得る立場にあるものではありません。
・廃棄等費用の積立てについて、いつから費用を用意すべきか明記が必要である。事業者の事情により、工事が途中でストップし、放棄された場合、そのままとなるため、「太陽光発電施設の設置に係る事業に着手する日から、」という文言を追加すべき。	1	【その他】 F I T 認定事業については、F I T 法の規定により発電施設の除却等に要する費用の外部積立てが義務付けられており、同法に基づく積立ては、本条例案において事業者が実施すべき廃棄等費用の積立てとして取り扱います。 F I T 法においては、事業開始 11 年目以降の 10 年間に於いて積立てを実施することとされており、積み立てるべき金額の合計は、1 kWh 当たり約 1 万円とされています。 F I T 認定事業以外の事業については、F I T 法の規定による積立てに準じた額及び期間による廃棄等費用の積立てを義務付けることとします。
・廃棄費用の積立や損害賠償責任保険の加入を、既に着工または稼働している施設にも義務付けるべき。	1	【その他】 本条例案においては、令和 8 年 1 月 1 日以後に着工する太陽光発電施設の設置の事業を許可制の対象とし、当該事業及び当該事業により設置した太陽光発電施設に関し廃棄等費用の積立てや損害賠償責任保険への加入を義務付けることとしています。着手済みの事業や設置済みの発電施設に関して、条例により新たな義務を課すことは難しいものと考えております。

・太陽光パネルの設置後に除草剤が散布されると、周辺の動植物への影響が懸念されることから、使用は制限すべき。	1	【参考】 太陽光発電施設設置後の維持管理に関しても、必要に応じ、周辺環境への配慮を求める考えです。
・損害賠償責任保険の加入について、廃止するまでとした場合、発電施設が設置されたまま保険から離脱できることになると読み取れるが、廃棄処理が終了するまで保険に加入させるべき。	1	【その他】 本条例案における損害賠償責任保険は、太陽光事業（太陽光発電施設の設置及びその後の発電の事業）の実施に起因して生じた他人の生命又は身体及び財産に係る損害を補填するものであることから、発電施設の廃止後の加入は想定しておりません。
・送電を開始しても周囲の工事が終わっていない場合等、事業者が設置事業を完了としていなければ、定期報告をする義務がないのではないか。設置事業の完了後からではなく、設置事業に着手する日からとすべき。	1	【その他】 定期報告については、施設の維持管理及び廃棄等費用の積立状況を報告していただきます。 送電を開始している場合は、設置事業は完了し、発電事業を行っているものと認められますので、立入調査の実施等による確認を行うとともに、完了届の提出と定期報告の提出を求めています。
・定期報告について、前年度の維持管理の状況を報告する事項に、施設や機器の故障、事故、自然災害も含めるべき。	1	【既記載】 事故等の報告は、定期報告とは別に報告を求めることとしております。
・建設後の維持管理や環境への影響を監視する義務を、事業者に課してほしい。	1	【既記載】 本条例においては、自然環境の保全に関する措置に係る基準に適合していることを許可の要件としているほか、施設の設置後は、定期点検等の維持管理がなされているか定期報告を義務化する考えです。
・「事故等の報告」について、「その旨を市長に報告しなければならない」とされているが、事故等の報告は、「直ちに」に市長に報告しなければならないと明記するべきではないか。	1	【既記載】 本条例案において規定する各種の届出、報告等の具体の手続については規則において規定することを予定しており、事故等の報告については、報告すべき事業が生じた場合には、速やかに報告すべき旨を規定する予定です。

・太陽光発電施設の「廃止」の定義が曖昧である。太陽光発電施設の廃止は、最終的に送電を止めることであり、廃棄まで含めるのであれば、条例内で定義が必要ではないか。廃止についての届出だけでは、廃棄が完了したかどうかは判断できないため、廃棄が完了した際にも、届出を義務付ける必要がある。	1	【その他】 本条例案における「太陽光発電施設の廃止」は、発電施設としての用途を廃止すること（発電事業を終了すること）を意図しております。 太陽光発電施設の廃止後、事業者がこれを撤去しようとするときは、市に届出が必要となるものです。
・事業者が設置事業を中断、取りやめた場合にも届出が必要ではないか。	1	【修正】 設置事業の工期変更については、事業者からの変更届により対応することを想定しています。 事業の取りやめ（廃止）については、別途、届出を求めることとし、その旨を条例に規定いたします。
・現行案では許可事業の譲渡や承継時に市長への「届出」義務のみで、新事業者の適格性審査なく、不適格で無責任な業者が許可を引き継ぐおそれがある。施行前に許可だけ取得し、直後に転売する抜け道も懸念される。	1	【その他】 太陽光発電施設の設置について市長の許可を受けた事業者から、売買等によりその事業を譲り受けた者は、条例上の地位もあわせて承継することとなるものであり、当該許可に係る事業計画（維持管理や廃棄等費用の積立てに係るものを含む。）に基づき事業を実施すべき義務を負うこととなるものです。
・定期報告義務違反について、既に廃業している事業者に対しての勧告、命令、公表についてはどのように対応するのか。	1	【その他】 事業者が廃業（発電事業を廃止）した場合であっても、太陽光発電施設を撤去するまでの間は、定期報告を求めます。定期報告のない場合には、当該事業者に対し、勧告、命令、公表等の措置を講じることとなります。
・命令については、「市長は、勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に係る措置を講じなかった場合、当該措置を講ずることを命ずることができる」とあるが、命じても従わなかったときの罰則はあるのか。	1	【その他】 市からの命令に従わない場合は、制裁的措置としてその事実を公表することとしております。

・許可制を導入しても、無許可で強行工事を行う悪質業者への即時対応策が不十分。現行案では勧告、命令、公表等の段階的措置のみで、着工停止を迅速に強制できないおそれがある。代執行や費用徴収の規定も明確でない。 ・罰金等の罰則規定を設けてほしい。	2	【その他】 他自治体の事例等を踏まえ、市としては罰金等の金銭的制裁よりも公表の措置がより効果的であると考えております。 また、行政代執行及びその執行費用に関する規律は、行政代執行法の定めるところによります。
・自然環境への太陽光発電施設の設置に反対する。釧路湿原を含む自然環境における太陽光発電施設の設置を、原則禁止とすべき。	1	【その他】 本条例案は、自然環境及び生活環境と太陽光発電施設の「調和」を目的とするものであり、法律による規制がある場合を除き、市内における太陽光発電施設の設置を禁止するものではありません。
・太陽光発電施設の設置は観光資源を失い、人口減少をもたらしてしまう。観光業に力を入れることにより旅行者が集まり、これにより仕事が生まれ、若者が仕事を求めて集まってくれる可能性があると思う。	1	【その他】 ご意見として伺います。
・音別町馬主に、キタサンショウウオは生息していないのか。生息調査を行っていないのであれば生息を確認できないままであり、生息していると判断ができない。	1	【その他】 ご意見として伺います。
・音別町パシクル周辺の森林を伐採すると、海霧が直接奥の牧場に入り込むため、農業被害の懸念がある。防災林、防霧林として指定していただきたい。	1	【その他】 ご意見として伺います。
・ソーラーパネルの維持及び更新を考えた資金準備は必要である。	1	【その他】 ご意見として伺います。
・温暖化は目にあまるものがありますが、太陽光発電施設設置によるメリットとそれに伴う自然環境へのリスクなどをどのように考えているか。	1	【その他】 釧路市では、国の方針に基づき再生可能エネルギーの導入を推進しておりますが、自然環境及び生活環境との調和が図られた太陽光発電施設の設置を促すため、本条例を制定する考えです。

・太陽光パネルは生態系に重大な影響を与えるおそれがあるため、早急に条例を制定してほしい。	1	【その他】 令和7年9月定例市議会に条例案を提案し、施行については10月1日とし、令和8年1月1日以後に設置事業に着手する太陽光発電施設について適用することとしております。
・阿寒町、音別町の規制がないので、旧釧路市市街化調整区域における自然と太陽光発電施設の調和に関する条例と変更してほしい。	1	【その他】 本条例においては、阿寒地区、音別地区を含む釧路市内全域を許可制とするものであり、太陽光発電施設の設置をしようとする場合には、その設置場所にかかわらず、事前協議や市長の許可が必要となるものです。
・音別町パンクル湿地を保護しないことにより、メガソーラーが設置され、急激な増水を生じ、根室本線が冠水し、廃線になる可能性があるのではないかと。	1	【その他】 本条例においては、阿寒地区、音別地区を含む釧路市内全域を許可制とするものであり、太陽光発電施設の設置をしようとする場合には、その設置場所にかかわらず、事前協議や市長の許可が必要となるものです。
・釧路湿原に隣接する自治体と国や北海道で構成される「太陽光パネル対策協議会」を設置し、自治体間の情報共有や連携して太陽光発電施設を規制していくことをアピールすべき。 ・官民横断的な協議会を発足し、周辺自治体間の温度差を解消するとともに、事業者についても協議会に参画することを許可条件にしてほしい。 ・関係法令の所管が協力して、釧路市の財産である釧路湿原を守るために努力してほしい。	3	【その他】 ご意見として伺います。
・釧路湿原国立公園やその周辺には太陽光発電施設を設置することには、断固反対する。国立公園の周辺に設置しなくても、他に設置出来る場所がいくらかもあり、認めることは許されないし、歯止めをかける必要があると思われる。	1	【その他】 ご意見として伺います。

・既存の施設に対しても、野生生物の調査の義務付け、さらに太陽発電事業者には所有権移転の禁止と、それらに従わない場合の撤去・原状回復措置命令ができる仕組みが必要である。	1	【その他】 本条例案は、令和8年1月1日以後に着手する太陽光発電施設の設置の事業を許可制の対象とするものであり、着手済みの事業や設置済みの発電施設に関して、条例により新たな義務を課すことは難しいものと考えております。
・市職員は市民の血税で生活していることを忘れず、市民の手本や模範となるよう行動してほしい。	1	【その他】 ご意見として伺います。
・外国人(国籍を取得した人を含む)や外国資本の土地取得を規制してほしい。	1	【その他】 本条例案は、太陽光発電施設と自然環境及び生活環境の調和を目的とするものであり、本条例案の中で土地の取得制限等を設ける考えはありません。
・外国人や外国資本企業の場合、申請した内容と異なる土地利用等される懸念があるため、市が調査や監視を行い、そのための費用を確保するために、外国人や外国資本企業の許可申請費用を割り増しすべき。 ・反社会的勢力の排除と同様、外国資本や外国影響がある場合、排除する仕組みとしてほしい。	2	【その他】 太陽光発電事業は、事業者が関係法令等に基づく必要な手続を行った上で実施することとなりますので、本条例において外資規制等に関する規定を設ける考えはありません。
・広大な範囲にメガソーラーを設置する目的で、無関係を装った複数の企業が、分割申請しているそうである。このようなケースでも厳罰化をお願いしたい。	1	【その他】 ご指摘のケースについては、電気事業法に基づき、一般送配電事業者による接続検討や技術検討の際に審査・対処されるものと考えます。電気事業法のほか関係法令の規定に適合しないことが確認された事業については、本条例案においても、許可を行わないこととなります。
・メガソーラーのような太陽光パネルは建築物とみなしてほしい。建築物としてみなすことができない場合は、植樹などによる原状復帰を前提とした費用を前払いにて精算すべき。	1	【その他】 建築物であるか否かの判断は、建築基準法等の法律の定めによることによります。 また、民有地である土地について、その所有者等に対し原状復帰を求めることは困難と考えます。

・メガソーラーのために土地のあっせんをしている不動産業者や、相続で土地を手放したい方は、まず釧路市に空地情報を知らせるようすべき。	1	【その他】 ご意見として伺います。
・太陽光発電施設の建設に反対。ラムサール条約で守られている湿原に建設とはどういう事なのか。火災が発生する心配もあるので、今行われている工事をすぐに中止してほしい	1	【その他】 ご意見として伺います。 (釧路市内においては、ラムサール条約登録湿地に該当するエリアに太陽発電施設は設置されていません。)
・メガソーラーは釧路には不要である。環境省釧路湿原野生生物保護センターのすぐ横で進められているメガソーラーの建設の様子を見て、酷い自然破壊と感じた。この工事を即刻やめさせてほしい。	1	【その他】 ご意見として伺います。
・ソーラーパネルからの有害物質が心配です。事前に適切な処理に必要な費用を確保する事が必要と考えています。釧路の美しい自然を守る為に早急にしっかりとした条例を作してほしい。 ・事前に必要な費用を確保して釧路の美しい自然をこれからも維持してほしい。しっかりとした条例を作って、有害物質など悪影響がないようにしてほしい。 ・事前に費用を確保する事が重要だと思う。 ・自然への悪影響が懸念される。事前に費用を確保する事が重要である。しっかりとした条例を作してほしい。	4	【その他】 本条例を制定し、適切に対応してまいります。
・太陽光パネル問題、生態系などの問題に対して、制度制定をお願いしたい。	1	【その他】 本条例を制定し、適切に対応してまいります。
・有害物質等が心配です。適切な処分をお願いしたい。	1	【その他】 太陽光発電施設の撤去、廃棄等の処分は、事業者の責任において適切に実施されるべきものと考えます。

・ 土壌汚染や水質汚濁が心配。 ・ 環境破壊が心配。 ・ 環境破壊が心配。有害物質が心配。 ・ 釧路湿原の動植物への影響が心配。 ・ 環境破壊が心配。動植物が心配。有害物質が心配。	6	【その他】 ご意見として伺います。
・ 手つかずの存在こそが、価値がある釧路湿原を守っていくことが釧路の役目であり、日本人の財産で次の世代に繋げていかなければならない。ここには、人工物は、いない。一部の利益のための自然破壊は誰も喜ばない。釧路から、日本から、撤退しかない。	1	【その他】 ご意見として伺います。
・ 住民からの苦情や安全上の支障が認められたときは、工事の一時停止命令を出すことができる仕組みとし、その基準を明確化してほしい。	1	【その他】 太陽光発電施設の設置について許可を受けた事業者は、当該許可に係る事業計画に基づき、周囲の自然環境及び生活環境に配慮した工事を実施しなければなりません。 事業計画に従わない工事等を確認した場合には、市において勧告、命令、許可の取消し、公表等の措置を行うこととなります。 また、工事により発生する騒音等については、騒音規制法その他の関係法令に基づき、他の建設工事などと同様に指導等を行ってまいります。
・ 釧路市として、太陽光パネルの火災や災害に対応についてしっかり議論し、施設の消火システムの導入を義務化するなど、他の地域においても導入されていくべき内容も盛り込んでほしい。	1	【その他】 ご意見として伺います。
・ 本条例が成立した場合、そもそも事業者はこの条例がない時期から土地の取得や開発に資金を投入してきているが、この条例により事業成立しない場合に市への損害賠償請求は可能なのかを示してほしい。	1	【その他】 本条例案は、自然環境及び生活環境と太陽光発電施設の「調和」を目的とするものであり、法律による規制がある場合は別として、市内における太陽光発電施設の設置を禁止するものではありません。 損害賠償請求の可否については、市としてお答えする立場にございません。

・地球温暖化防止の観点から、今回策定された市の条例との関係性はどのように考えるのかを示してほしい。	1	【その他】 地球温暖化の防止は私たちの未来を守るための喫緊の課題であり、太陽光を含む再生可能エネルギー事業は、本市の実情に応じ、積極的に進める必要があると考えております。 その上で、太陽光発電施設の設置に当たっては、自然環境及び生活環境との調和が図られるべきとの考えから、本条例案を制定する方針に至ったものです。
・自然の生態系の専門家の意見を求めるのは必要であると思うが、一方で公平な方法として太陽光等再生可能エネルギーの専門家からも意見を求めてほしい。	1	【その他】 ご意見として伺います。
・ヨーロッパでは、水力や地熱、バイオマスなどの種々の再生可能エネルギーも多く使われていることから、日本でも今後は太陽光発電だけではなく、他の再生可能エネルギーの事業もスムーズに導入出来るような取り組みも必要と考える。	1	【その他】 令和6年3月、再生可能エネルギーの導入に向けたロードマップとなる「釧路市再生可能エネルギー基本戦略」を策定したところであり、この基本戦略に基づき各種再生可能エネルギーに関する検討を行ってまいります。
・自然を破壊するソーラーには絶対反対。	1	【その他】 ご意見として伺います。
・即、すべての既存の廃止。新規の設置は認めない。	2	【その他】 ご意見として伺います。
・土地の有効活用とは言っても、その土地にいる生態系等もよく調査してからにしていきたいかった。	1	【その他】 ご意見として伺います。
・安易な基準で太陽光パネルを設置するのは、景観上・安全上・野生生物の生命維持に不都合なのではないか。	1	【その他】 ご意見として伺います。

・現在の条例案は生物多様性保護に重点を置っていますが、湿原生態系の根幹をなす地下水脈システムの保全について十分な配慮がなされていない。 太陽光発電施設の大規模開発は、地下水脈を物理的に遮断し、釧路湿原の根本的な成立基盤を破壊する可能性がある。 地下水脈の破壊は周辺地域に深刻な影響を与えることから、地下水脈システムの保全を条例に組み込むことで、湿原の自然環境システムを守ることができる考える。	1	【その他】 ご意見として伺います。
・条例適用が「令和８年１月１日以後着手の事業」に限られるため、それ以前に形だけ着工し適用逃れを図るおそれがある。また、現行案では「事業に着手」の定義が曖昧で、工事の駆け込みを実質的に判定できない可能性がある。	1	【その他】 本条例案においては、太陽光発電施設を設置する事業を実施するに当たり、あらかじめ、市長との事前協議や市長の許可を要する旨を定めており、当該事業には、発電施設の設置のための樹木の伐採、土地の造成等の行為を含むこととしております。 したがって、これらの行為が令和８年１月１日以後に行われる場合には、本条例案の適用対象となるものです。